○松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令乙第 20 号

(目的)

第 1 条　この規程は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 44 条第 1 項及び松本市国民健康保険の保険給付等に関する規則(平成 30 年規則第 19 号。以下「規則」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、一部負担金(高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。)の減額又は免除(以下「減免」という。)及び徴収猶予に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　実収入月額　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

(2)　基準生活費　生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)に規定する基準生活費をいう。

(3)　一部負担金所要見込額　月の初日から当該月の末日までにおける被保険者の属する世帯の医療機関、薬局等への支出見込額をいう。

(4)　一部負担金充当可能額　実収入月額から基準生活費の 1000 分の 1155 に相当する額を減じた額をいう。

(5)　一部負担金不足額　一部負担金所要見込額から一部負担金充当可能額を減じた額をいう。

(要件)

第 3 条　規則第 5 条第 1 項の規定による一部負担金の減免又は徴収猶予の要件は、世帯主及びその世帯に属する被保険者の預貯金の額の合計額が基準生活費に 1000 分の 1155 を乗じて得た額の 3 月分に相当する額以下の世帯であって、次に掲げるとおりとする。この場合において、世帯の実収入月額及び基準生活費の算定には、同一の住居に居住し、生計を一にしている者及び住居を一にしていない者であっても、当該世帯の生計状況等から同一世帯として算定することが適当であると認める者を含めるものとする。

(1)　免除　世帯の実収入月額が世帯の基準生活費の 1000 分の 1155 に相当する額以下のとき。

(2)　減額　世帯の実収入月額が世帯の基準生活費の 1000 分の 1155 に相当する額を超える場合で、1000 分の 1365 に相当する額以下のとき。

(3)　徴収猶予　世帯の実収入月額が世帯の基準生活費の 1000 分の 1365 に相当する額を超える場合で、世帯の当該実収入月額が世帯の基準生活費の 1000 分の 1155 に相当する額と一部負担金所要見込額を合算した額に満たないとき。

(減額率)

第 4 条　一部負担金の減額率は、一部負担金不足額を一部負担金所要見込額で除して算定するものとする。この場合において、小数点以下第 1 位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入するものとする。

(必要書類)

第 5 条　規則第 6 条の規定による申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1)　世帯状況・収入状況等申告書(様式第 1 号)

(2)　給与証明書(様式第 2 号。給与所得を有する世帯に限る。)

(3)　預貯金等の残高を証明する書類

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第 6 条　規則第 6 条に規定する申請書を受理したときは、その内容及び次に掲げる事項を調査し、必要があると認めるときは、法第 113 条の規定により、申請者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うものとする。

(1)　当該世帯が保有している資産の全てを生活又は営業のために活用していること。

(2)　当該世帯に属する世帯員のうち、労働能力を有する者が全て就労していること。ただし、就労していないことに特別の事情があると認める者を除くものとする。

2　前項の調査において、申請者が非協力的又は消極的であり、内容の確認が困難である場合は、申請を却下するものとする。

3　第1項の規定による調査の結果、生活保護法の適用が認められるときは、生活保護を受けるよう指導するものとする。

(証明書の有効期限)

第7条　規則第7条の規定による証明書の有効期限は、申請のあった日の属する月(以下「申請月」という。)又は申請月の翌月の初日から当該日の属する月の末日までとする。

(補則)

第8条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月30日訓令乙第6号)

(施行期日)

1　この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令による改正後の第7条の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附　則(平成30年12月27日訓令乙第31号)

(施行期日)

1　この訓令中第1条の規定は平成30年12月27日から、第2条の規定は平成31年10月1日から、第3条の規定は平成32年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　第 1 条の規定による改正後の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程(以下「新要綱」という。)の規定は、平成 30 年 12 月 27 日以後の申請に係るものから適用し、平成 30 年 12 月 27 日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3　第1条の規定による改正前の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定による様式は、当分の間新要綱の規定による様式とみなす。

4　第2条の規定による改正後の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後の申請に係るものから適用し、平成 31 年 10 月 1 日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

5　第3条の規定による改正後の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定は、平成 32 年 10 月 1 日以後の申請に係るものから適用し、平成 32 年 10 月 1 日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附　則(令和 2 年 6 月 1 日訓令乙第 39 号)

(施行期日)

1　この訓令は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令による改正後の第 6 条の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

3　この訓令による改正前の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定による様式は、当分の間、この訓令による改正後の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定による様式とみなす。

附　則(令和 3 年 3 月 31 日訓令乙第 26 号)

(施行期日)

1　この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令による改正前の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定による様式は、当分の間、この訓令による改正後の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定による様式とみなす

附　則(令和 6 年 11 月 29 日訓令乙第 28 号)

(施行期日)

1　この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令による改正後の松本市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する規程の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 5 条関係)